

副本

初回期日 令和5年9月1日 午前10時00分
令和5年(ネ)第153号 損害賠償請求控訴事件
控訴人 高野邦夫
被控訴人 国

答 弁 書

令和5年8月18日

広島高等裁判所第2部 御中

被控訴人指定代理人


〒730-8536 広島市中区上八丁堀6番30号

広島法務局訟務部(送達場所)


(電話 082-228-5485)


(FAX 082-502-3660)


上席訟務官 高野 剛 

上席訟務官 中嶋 昌浩 

訟務官 南 和之 

訟務官 若槻 明雄 

法務事務官 吉賀 あゆみ 

法務事務官 山下 峻 

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被控訴人に送達された後14日経過した時とする
こと
を求める。

第2 被控訴人の主張

1 はじめに

被控訴人の事実上及び法律上の主張は、原審における被控訴人の主張のとおりである。令和5年5月12日付け控訴趣意書における控訴人の主張は、必ずしも判然としないが、いずれも基本的に原審における主張の繰り返しか、原判決を正解せず、控訴人独自の見解に基づき原判決を論難するものにすぎず、控訴人の主張を全て排斥して控訴人の請求を棄却した原判決の判示は正当である。

以下、念のため、控訴趣意書における控訴人の主張に対して、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語は原判決及び従前の例による。

2 第一審の判決の手續に法律違反はないこと

控訴人の主張は判然としないが、①第一審の判決に理由の記載がないこと、②控訴人の文書提出命令申立てを却下する決定及びこれに対する即時抗告を却下する決定がいずれも違法であること、③裁判官が故意に虚偽の事実を判決に記載したことなどを主張し、第一審の判決の手續に法律違反があることから、その取消しを求めているものと解されるが、その主張にはいずれも理由がない。

すなわち、①について、第一審の判決に理由が記載されていることは一見して明らかである。また、②については、原判決が正当に判示しているとおりに、証拠調べの必要性を欠くことを理由として文書提出命令の申立てを却下する決定に対しては、証拠調べの必要性があることを理由として独立に不服の申立てをすることはできず、また、文書提出命令の申立てを却下する決定に対して口頭弁論終結後にされた即時抗告は不適法であって却下を免れない。そして、③については、結局、原判決の判断や認定された事実が不当であることを主張するものであって、原判決が正当であることは既に述べたとおりである。

以上のとおり、第一審の判決の手續に法律違反がないことは一見して明らかであり、控訴人の主張には理由がない。

3 公権力の行使に当たる公務員の行為について、民法上の不法行為責任の規定が適用される余地はないこと

控訴人は、原判決が「原告が主張する不法行為は公権力の行使に当たる公務員の行為であるから、民法715条1項は適用されない」と判示した点について、同条項の適用がある旨主張して、原判決を論難するものと解される。

ここで、国賠法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員がその職務を行うについて故意又は過失により違法に他人に損害を加えたときは、その公務員の属する国又は公共団体が被害者に対して損害を賠償する責に任ずる旨定めているところ、ここにいう「公権力の行使」とは、純然たる私経済作用と国賠法2条が規定する営造物の設置管理作用とを除く、国又は公共団体の全ての作用を指すと解され（広義説）、かかる公権力の行使に当たる公務員がした違法行為を原因とする損害賠償請求については、専ら国賠法が適用され、民法の不法行為責任の規定は国賠法4条によるもののほかは適用されないものと解される（東京地裁昭和61年7月30日判決・判例時報1232号127ページ等）。

これを本件について見ると、控訴人が違法であると主張する、検察官が控訴

人作成の告訴状に虚偽の日付を記入した行為及び別件訴訟において被控訴人がその告訴状を裁判所に提出した行為は、いずれも「公権力の行使」に当たるから、被控訴人がそれら各行為について民法の不法行為責任を負う余地はない。

したがって、原判決の判示は正当であって、控訴人の主張が主張自体失当であることは明らかである。

4 結論

以上のとおり、本件控訴は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

附 属 書 類

1 指 定 書 1 通

以 上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	最初に略称を使用した箇所		備考
		使用書面	ページ	
別件訴訟	広島地方裁判所三次支部平成30年(ワ)第19号損害賠償請求事件	第1準備書面	2	
牛尾検察官	三次区検察庁検察官副検事牛尾昌伸	同上	2	
別件指定代理人	別件訴訟の被告指定代理人	同上	2	
本件告訴状	平成29年6月12日付け告訴状	同上	2	
別件刑事事件	原告が、平成29年6月、本件告訴状を広島地方検察庁三次支部に提出した事件	同上	3	
本件処分	牛尾検察官が、別件刑事事件について、平成29年12月14日付けで行った処分	同上	3	
本件通知書	牛尾検察官が、原告に対し、平成29年12月14日付けで送付した本件刑事事件の処分通知書	同上	3	
国賠法	国家賠償法	同上	3	
本件申立書	令和4年11月22日付け文書提出命令申立書	文書提出命令申立書に対する意見書	2	
本件申立て	文書提出命令申立て	同上	2	
本件訴訟	基本事件：令和4年(ワ)第14号損害賠償請求事件	同上	2	
本件対象文書1	別件刑事事件において、原告が広島地方裁判所三次支部に提出した告訴状の原本	同上	2	
本件対象文書2	別件刑事事件について、庄原警察署から庄原区検察庁に送致された際の送致番号簿	同上	2	